

福井ワーケーション協会（Fukui Workation Association）運営規約

第1章 総則

第1条（名称）

この団体は名称を福井ワーケーション協会（英文名を Fukui Workation Association 略名 FWA）という。

第2条（所在地）

この協会の主たる住所を福井県大飯郡高浜町宮崎65-6-1, 105に置く。

第3条（目的）

本会は、ワーケーションを通して、福井の魅力発信、関係人口の増加や地域経済の活性化、また地方でリモートワーク環境を整えることによる新たな価値発見と雇用創出を目的とし、2020年8月31日に設立する。

第4条（活動・事業の種類）

（1）ワーケーションの普及活動

- 福井の魅力を活かしたワーケーションの提案と情報発信
- 事業者同士のネットワーク構築と情報交換の場の提供
- ワーケーションコンシェルジュの設置（旅行業法に基づくワーケーション提案）と人材育成

（2）ワーケーションの環境整備

- 基準・ガイドライン作成
- 導入サポート
- 説明会・セミナー・イベントの開催

（3）関係人口増加、企業誘致、観光促進を含む、地域課題解決につながるワーケーションの取り組みを検証

（4）その他

第2章 会員

第5条（会員）

本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 一般会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛同するために入会したものとする。
- (3) 特別会員は、地方自治体、地方公共団体、学識経験者で協会の目的に賛同する個人または団体とする。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、FWAの承認を得るものとする。

第7条（会費）

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 2020年11月末日までは無料（トライアル）。その後の会費は総会において別に定める。
- (2) 賛助会員 20,000円
- (3) 特別会員 無料

第8条（退会）

会員は、退会届をFWAに提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

第3章 役員

第9条（役員）

この会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

第10条（職務）

- （1）会長は、本会を代表し、円滑な運営に努める。
- （2）副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- （3）会計は、会の業務および財産の状況を監査する。

第4章 組織

第11条（会計）

会費、寄付金、助成金、委託費その他の収入をもってこれに充てる。

第12条（規約改正）

この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。総会はオンライン会議とする。

第13条（設立年月日）

本会の設立年月日は2020年8月31日とする。

附則

1. この規約は2020年8月31日から適用する。
2. 2020年9月11日 一部改訂

■規約改定における主要な変更点

2020年9月11日 「第12条（規約改正）」として、改正の条件と方法を規定しました。